

施策構成事務事業評価一覧表

施策名	0304	青少年の健全育成
-----	------	----------

**【事業類型】**

- 職員人件費のみの事業
- 国の法令に基づいて実施する事務（生活保護、賦課徴収事務、年金事務、戸籍・住基台帳事務、選挙事務、広域組合の負担金などの市の裁量が及ばない事務）
- 負担金のみの事業（イベント等の実行委員会への負担金を除く）
- 組織や職員を管理するための内部事務管理事務（財務事務、人事管理事務、企画事務、議会事務など）
- 施設の維持管理費のみの事業（高熱水費や法定の保守点検委託料など。施設の修繕料）
- 施設を維持管理するための運営業務（施設やそれに付随する車両等の運転業務委託、公園などの管理業務、清掃委託）
- 課内事務を行う上で必要となる事務的経費のみで構成される事業（条例委員の報酬、旅費、需要費、役務費のみで構成）
- 団体等への負担金及び補助金が予算の大半を占めるもの・・・補助金は、補助金要綱及び補助金等のあり方に関するガイドラインにおいて精査されている。
- ハード事業で、中長期の年度計画（事業費含む）を策定し認められた事業
- ハード事業1,000万円未満、ソフト事業100万円未満（事業類型1～9以外）
- ハード事業1,000万円以上、ソフト事業100万円以上（事業類型1～9以外）

**【事業概要シート作成有無】**

新規・拡充・その他の見直し

NO → 事業概要シート作成（不要）

YES → 事業概要シート作成（必要）

**妥当性（市の関与）**

- a…市が実施することが妥当である
- b…見直す余地がある
- c…市が実施する緊急性が認められない

**有効性（施策貢献度）**

- a…施策への貢献度が高い
- b…施策への貢献度が著しく高いとはいえない
- c…成果の向上が見込まれない

**効率性（コスト）**

- a…コストを見直す余地がない
- b…検討する余地がある

**総合評価**

- A…計画通りに事業を進めることが適当
- B…事業の進め方の改善検討
- C…事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討
- D…事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

NO	事業名	担当課 課長 担当者	事業内容	事業期間		根拠法令 要綱等	事業 類型	妥当性	有効性	効率性	総合評価	事業費（千円）			人件費（千円）		主な指標	単位	R2		R3	R4	事業の方向性	概要 シート										
				開始	終了							R2	R3	R4	R2	R3			計画	実績	計画	計画												
												決算	予算	見込	決算	予算																		
1	健全育成協議会支援事業	社会教育課	子どもたちの健やかな育ちを願い、ココロねっこ運動を推進するとともに健全育成研究大会などを開催する。店舗の立ち入り調査や、白ポストを設置して有害図書回収を実施し、青少年を取り巻く有害環境の浄化に努める。	昭和56年度		大村市少年センター設置規則	8	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	1,728	1,687	1,689	5,636	5,474	単位団体の活動への参加者合計数	人	15,000	5,258	15,000	15,000	現状維持	無										
		前田 勝盛										昭和46年度		大村市社会教育振興補助金交付要綱	8	a 妥当			a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	593			565	565	5,600	5,350	子ども会加入率	%	25	14	25	25
		濱田 秀樹																				2,446			2,659	2,559	5,618	5,484			補導に参加した補導委員の延べ人数	人	1,200	864
2	子ども会育成事業	社会教育課	子ども大会、水ロケット大会、壁面コンクールなどを実施する。また、子ども会の指導者の資質向上を図るため指導者研修を行うとともに、子ども会の指導や助言にあたる指導者（ジュニアリーダー）を養成する。	昭和46年度		大村市少年センター設置規則	7	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	12,285	26,258	7,197	1,840	1,818	少年センターの適正な管理業務を行う。	—	—	—	—	—	現状維持	無										
		前田 勝盛										平成10年度		大村市少年センター運営協議会条例	6	a 妥当			a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	0			0	0	0	0						
		濱田 秀樹																				0			0	0	0	0						
3	巡回補導事業	社会教育課	青少年の非行防止のため、69名の補導委員が補導活動を行う。計画補導を毎月2回、祭り開催時の特別補導を年に数回実施する。また、新任研修会、全員研修会を計画的に実施し、補導技術の向上を図る。	昭和46年度		大村市少年センター設置規則	7	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	0	0	0	0	0	少年センターの適正な管理業務を行う。	—	—	—	—	—	現状維持	無										
		前田 勝盛										平成10年度		大村市少年センター運営協議会条例	6	a 妥当			a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	0			0	0	0	0						
		濱田 秀樹																				0			0	0	0	0						
4	少年センター管理運営事業	社会教育課	少年センターを運営し、電話や来所した相談者に対して適切な指導を行い、その悩みを解決する。必要に応じて訪問への依頼にも応じる。	平成10年度		大村市少年センター運営協議会条例	6	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	0	0	0	0	0	少年センターの適正な管理業務を行う。	—	—	—	—	—	現状維持	無										
		前田 勝盛										平成10年度		大村市少年センター運営協議会条例	6	a 妥当			a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	0			0	0	0	0						
		濱田 秀樹																				0			0	0	0	0						
5												0	0	0	0	0			—	—	—	—												
												平成10年度														0	0	0	0	0				
																										0	0	0	0	0				
6												0	0	0	0	0			—	—	—	—												
												平成10年度														0	0	0	0	0				
																										0	0	0	0	0				
7												0	0	0	0	0			—	—	—	—												
												平成10年度														0	0	0	0	0				
																										0	0	0	0	0				
8												0	0	0	0	0			—	—	—	—												
												平成10年度														0	0	0	0	0				
																										0	0	0	0	0				